

秘密指定解除 公文書監理室

秘
無期限

決 裁 書

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 アジア局長 審 議 官 参 事 官 北東アジア課長 地域調整官 参 事 務 官	保 存 期 間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 5年 8月 30日 決裁 平成 年 月 日 起案者 電話番号 前藤 2415
協議先 電話にて K101に由る 法規課長 K		
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)		
件 名 在韓被爆者救出金問題		
GA-1 (昭和35.4.1改正)	外 務 省 回覧番号	

在韓被害者拠出金問題

平成5年8月30日

北東アジア課

1. 経緯

- (1) 平成2年の盧泰愚大統領訪日の際、在韓被爆者に対し、今後医療面で総額40億円程度の支援を行う旨、日本側より意図表明。これを踏まえて、平成3年度に17億円、平成4年度に23億円、合計40億円の支援金を拠出。
- (2) 平成4年度の拠出に当たり、韓国側に拠出金使用計画の提出を求めたところ、診療補助費の個人支給等「拠出金使用のガイドライン（以下ガイドライン）」（別添1）に示す拠出金の使用目的以外の使用について我が方に要請。これに対し、右は認められないと韓国側に言いおいた上で、23億円を拠出した。（別添2）
- (3) 本年8月3日、朝日新聞記者から、大韓赤十字社（以下韓赤）が被爆者個人に対し拠出金を使用して手当支給しているのではないかという照会があり、韓赤に拠出金使用状況につき報告を求めたところ、韓赤は報告書案（決裁未了）をとりあえず手交越した。この際、韓国側は右事実を認めたが、これは拠出金のガイドラインの趣旨にかなうものと考えている旨弁明するとともに、日本政府側の理解を求め越した。（別添3）

2. 韓赤報告の問題点

- (1) 「ガイドライン」に示す拠出金の使用目的以外の拠出金の使用

(イ) 診療補助費

- 平成4年6月から12月まで、一人月額5万ウオンを、平成5年1月からは、一人月額10万ウオンを2177人に支給。
- 韓赤側は、通院のための交通費、保険のきかない治療費、保険料支払のための費用で、「ガイドライン」に照らし問題なく、拠出金の元本の使用は微々たるもの（利子の範囲内で右補助費を支給）であり、問題ないと主張。

(ロ) 葬祭費

- 平成4年6月から12月まで70万ウオン／件、1月からは150万ウオン／件支給（これまで48件に支給）。
- 韓赤側は、財源は元本だがそれほどの影響はなく、人道的に考えて支給すべきものと主張。

(ハ) 原爆福祉事業所の建設・運営

- 本年6月、原爆福祉事務所を、被爆者登録、福祉会館（「ガイドライン」には被爆者健康福祉センターと、平成4年度事業計画には健康福祉会館と記述されてきたもの）の建設、運営のため保社部の指示で設立。
- 被爆者登録は、従来、被爆者協会が行っていたが、右事務所が行うことになり、被爆者登録名簿、被害者登録証等の作成、会計、名簿の管理等の電計化のため拠出金を使用。（「その他」の支出項目）
- さらに、右事務所の建設、設備、機材費として拠出金の使用を計画。

(2) 福祉会館建設の遅延

- 当初計画した7ヶ所のうち、陝川（ハプチョン）のみが進行しており（土地購入予算2億円確保済。建設、機材費用として25億円を見積り中、拠出金を充てる予定。）、他については、陝川の運営実績がよければ、同様の福祉会館を首都圏に建設の予定であるが、他の地域の会館については、具体的計画無し。
- 本事業の遅れはさらなる利子を生み、韓国側から、診療補助費のような「ガイドライン」の使用目的以外の利子の使用の承認要請を引き続き受ける恐れあり。

3. 我が方の対応

(1) 韓赤への申入れ

右拠出金使用の問題点に関し、再度在韓大を通じ、以下のラインで、韓赤に対し抗議し、右使用の即時停止を求めるとともに、健康福祉センターの建設推進を要請することとする。また、韓国政府に対し、右拠出金の「ガイドライン」にのっとった適正な使用を確保すべく、韓赤にたいする然るべき指導・監督を要請する。

- (イ) 2. に示す拠出金の使用は、いずれも、「ガイドライン」に示す使用目的に反する。
- (ロ) 個人に対する診療補助費の支給は、ODAとしてカウントされている本件拠出金の枠組みにおいて、個人に現金を支給することは不適當であり、絶対に受け入れられない。
- (ハ) 本件拠出金は、使いきりの拠出金であり、運用益については想定しておらず、また同拠出金の法定果実たる利息を拠出の枠組みの外で使用することは受け入れられない。特に、本基金事業の中核となる福祉センター建設が順調に進んでいない段階において、上記2. のような目的外使用をすることは認められない。

(2) 韓国政府への申入れ

9月1日より、中村ア北長が訪韓するところ、外務部に対し、上記(1)(イ)～(ハ)の点を申し入れ、至急適正使用への指導方要請する。その際、本拠出金使途に関しては、プレスが関心を持ち始めているところ、事態の改善がみられない場合には、日本政府としても何らかの対応（例えば口上書の発出）をせざるを得ない旨申し入れる。

(3) 対外応答要領

- (イ) 韓赤が診療補助費の名目で個人に現金支給等を行った経緯があることは承知。
- (ロ) 右使用は、日韓間で合意された本件拠出金の「ガイドライン」の目的にはそぐわないものであり、認めることはできないと判断されるので、韓国政府を通じて、韓赤に対し、右拠出金の適正使用を求めているところ。
- (ハ) 今後も、本拠出金の取扱いについては注視していく所存。

在韓被爆者支援のための日本国政府拠出金の
使用に関するガイドライン

1. 大韓赤十字社（以下「韓赤」という）は、韓国政府の監督と指導の下に、日本国政府より受けた在韓被爆者支援のための拠出金計17億円を、韓国政府が作成した在韓被爆者支援計画に基づき、在韓被爆者にかかる治療費、健康診断費、及び被爆者健康福祉センター建設費等を支援するために使用する。
2. 韓赤は、本拠出金を似て在韓被爆者に対する具体的支援を行うに当たっては、可能な限り社団法人韓国原爆被害者協会の意見を尊重し、かつ、同協会の組織を活用する。
3. 韓赤は、専ら本拠出金を使用するための別口預金口座を開設する。
4. 韓赤は、本拠出金の使用について、責任を負うものとし、日本国政府より受けた拠出金が適正かつ専ら事業計画の遂行のための使用され、また、効果的、効率的に管理、使用されるよう確保する。
5. 韓赤は、日本国政府より受けた拠出金の使途、管理状況等につき、毎年少なくとも1回は日本国政府に報告する。
6. 日本国政府及び韓赤は、拠出金及びその使途に関し、又は、これに関連して生ずる如何なる問題についても随時連絡・協議する。

往電第2098号(14.12.4)
23億圓 拠出におよぶ計画

貴電第3504号、第4139号及び往電第937号に関し、

1. 冒頭貴電4139号における韓国政府の被爆者対策にかかる全体計画、実施体制、韓国側財政措置、平成3年度分の拠出金の使用状況についての韓国側の回答を踏まえ検討したところ、^その問題点は以下の通り。

(1) 韓国側回答においては、拠出金使用のガイドラインにおける使用目的以外に、被爆者個人に対する診療補助金の支給、原爆被害専門診療所の増築、葬祭費、基金管理財団の管理運営費としての拠出金の使用が計画されているところ、右計画はガイドラインの見直しにつながるものであり、受け入れることには困難がある。

特に、被爆者個人に対する診療補助金の支給については、本件拠出金は、いわゆる補償ではなく、あくまで人道的観点から行うものであるところ、個人に対する現金の支給は、あたかも法的根拠に基づき個人に対して補償を行ったかの印象与えかねず出来れば避けた方が良く、更に、本件拠出金はODAとしてカウントされており、ODAの枠組みにおいて個人に現金を支給することは不適當である。

又、韓国側の計画にあるように、上記診療補助金を、拠出金自体ではなく、拠出金の利息に求めるとしても、利息を拠出金とは別の枠組みとして捉えることは困難である。本件は、そもそも、使い切りの拠出金であり、運用益については想定しておらず、また、計画本体自体の実施が遅れている状況では、右の利息を、拠出金の枠組みの外で使用することは受け入れられない。

(2) 健康福祉センターについては、当初の全体計画からの変更部分がある上、韓国側予算措置も不十分である。

本センターは、当初、ソウル、陝川、釜山、慶北、湖南、畿湖、馬山の7箇所を予定していたが、現在は陝川のみしか具体化しておらず、

(右に対する予算措置も、全く不十分)、他の予定地は事実上白紙状態と言わざるを得ないところ、陝川以外の当初予定地(右が困難であればその代替地)についても早急に計画を具体化し、用地の取得を進めることが必要である。

我が方としては、本センターの建設費は本件拠出金の使用内訳において50%以上を占めるものであり、本センターの建設に対し大きな関心

を有している。また、本センターの建設の遅延は、更に多くの拠出金の利息を生む結果となり、ガイドラインに基づく本件拠出金の適正な使用に対し、我が方が、懸念を抱くことにもなりかねない。

2. しかしながら、他方において、本年度分23億円の拠出については、我が方が拠出時期と問題点の解決をリンクさせることにより、韓国側が何らの主張を取り下げるとは限らず、また、我が方として意図表明した総額40億円の残りの23億円は、いずれにせよ、本年度中に拠出する必要があり、更に、これ以上拠出が遅れることは、その原因等に関しプレスに関心を呼ぶ結果となること等に鑑み、23億円は可及的速やかに拠出して、[REDACTED]韓国側が提起した問題点の解決に取り組むことが適当と考えられる。

については、上記1.の問題点あるも、右を取り敢えずペンディングした上で、現行ガイドラインの下、往電937号別FAX信に基づき日本側口上書及び貴使発大韓赤十字社総裁宛の「書簡」を作成し、貴電第3504号に基づく韓国側口上書及び往電937号別FAX信の大韓赤十字社総裁発貴使宛の「書簡」（ガイドラインを含む）と交換した上で、日本側口上書及び「書簡」の写し並びに韓国側口上書及び「書簡」の原本を送付ありたい。

尚、韓国側が提起した問題点に対する、我が方の立場については、上記1.のラインにて適宜説明おきありたい。

(7)

23億円拠出金の韓国側への返金

(来電 247号 11.5.1.25)

秘密指定解除

公文書監理室

秘

客年貴電ア北第2093号に関し、

1. 20日、当館と外務部（東北亜一課）との間で、本件拠出金に関する我が国側口上書及び本使発大韓赤十字社総裁宛の「書簡」と、韓国側口上書及び大韓赤十字社総裁発本使宛の「書簡」（ガイドラインを含む）との交換を行った。我が国側口上書及び「書簡」の写し並びに韓国側口上書及び「書簡」の本書を別途空送する。

なお、上記交換に先立ち、先方（呉松（オ・ツツ）事務官）より、韓国側口上書案において、先方より提示越されていた案（客年往電第3504号別FAX信）第2パラ2行目“and that it is implemented”の部分を“and is to be implemented”と変更した旨申し越し、「口上書案について部内で最終的な決裁を得る過程で、表現として落着きが良いと考えられるという理由で修文が加えられた。口上書の内容を変えるものではないと考えられるので、御了解願いたい。」と説明越した。当方（相馬）からは、既に先方部内決裁済みであったはずの文言にこの段階で修文を加えるのは不適當なる旨指摘したが、他方当該箇所には大きな問題はないとも考えられたため、電話連絡による本省の御確認を経て、上記修文後の口上書の交換に応ずることとした。

2. なお、韓国政府の被爆者対策に係る全体計画、実施体制、韓国側財政措置、平成3年度分の拠出金の使用状況についての韓国側の回答（客年往電第4139号）に対する日本側の立場については、冒頭貴電1. に沿って数度にわたり相馬より説明してきたところ、これに対し、先方は、現在まで、とりまとめ「日本側の御指摘の点はいずれも保健社会部及び大韓赤十字社に伝えてきている。しかし、保健社会部及び大韓赤十字社としては、被爆者協会からの圧力があるためか、その主張を取り下げる様子はない。他方、健康福祉会館（当館注：従来「健康福祉センター」と称していたもの。）の敷地取得のための予算2億ウォンは、昨年の定期国会にて成立し、本年1月1日から執

秘密指定解除

公文書監理室

秘

行出来る状況にあるところ、日本側御指摘の点については今後とも日本側と協議を続けつつ、日本政府の拠出金を有効に活用していきたいと考えている。」旨申し越してきている。

(了)

原爆被害者 日本政府支援金 執行現狀

원폭피해자 일본정부지원금 집행현황

(1993. 5. 31 현재)
現在

単位:ウォン
(단위: 원)

수입				지출								잔액 잔액		
入金日 입금일자	支援金額 지원 금액	利息收入 이자 수입	収益計 수익계	診療費		健康診断費		葬祭費		診療補助費			その他 기타	支出計 지출계
				件数 건수	金額 금액	件数 건수	金額 금액	人 인원	金額 금액	件数 건수	金額 금액			
91.11.6	9,718,549,620	1,454,123,945	35,254,018,025	15,726	510,392,461	406	5,744,000	48	33,600,000	4,335	1,307,400,000	30,418,985	1,887,555,445	24,366,462,579
93.2.17	15,081,344,460													
計	24,799,894,080	1,454,123,945	35,254,018,025	15,726	510,392,461	406	5,744,000	48	33,600,000	4,335	1,307,400,000	30,418,985	1,887,555,445	24,366,462,579

往電第2671号別FAX信